

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	八幡平市

八幡平市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 八幡平市役所産業建設部農林課
所在地 八幡平市野駄第 21 地割 170 番地
電話番号 0195-74-2111
FAX 番号 0195-74-2102
メールアドレス nourin@city.hachimantai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カラス、キジバト、ドバト、カルガモ、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カワウ、アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	八幡平市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	被害面積
ツキノワグマ	水稲	92 千円	7a
	果樹	662 千円	11a
	飼料用作物	10,688 千円	1,577a
	野菜	728 千円	19a
	小計	12,170 千円	1,614a
カラス キジバト ドバト カルガモ	水稲		
	豆類		
	スイートコーン		
	トマト	—	—
	きゅうり		
	牧草ロール		
	ビニールハウス		
小計	—	—	
イノシシ	水稲	66 千円	5a
	飼料用作物	12 千円	2a
	野菜	1,181 千円	10a
	いも類	218 千円	5a
	小計	1,477 千円	22a
ニホンジカ	水稲		
	果樹		
	豆類	—	—
	スギ・カラマツ幼齢 木の食害		
	小計	—	—
ハクビシン	果樹	—	—
	小計	—	—
カワウ	放流魚	—	—
	養魚	—	—
	小計	—	—

アオサギ	水稻 養魚	—	—
コサギ			
ダイサギ			
アマサギ			
	小 計	—	—
合 計		13,647 千円	1,636a

(2) 被害の傾向

<p>【ツキノワグマ】 市内全域で生息・出没が確認されており、4月から11月にかけて、主に飼料用作物や野菜の食害が多い。近年では、これまでクマの出没が確認されていない市街化地域の学校敷地内や民家敷地内での出没事例もあり、人的被害も確認されている。今後、農作物や人的被害、車両との接触事故の発生が懸念される。</p> <p>【カラス、キジバト、ドバト、カルガモ】 市内全域で生息・出没が確認されており、主に水稻、豆類、スイートコーン、その他果菜類等への被害が多い。特にカラスは、ビニールハウスや牧草ロールへの加害も見受けられる。現時点では被害は僅少であるが、出没頭数は増加傾向にあり、農作物等への被害の拡大が懸念される。</p> <p>【イノシシ】 市内全域で生息・出没が確認されており、平成28年度から生息範囲及び活動範囲が拡大しているものと思われる。今後、農作物のみならず農地や人的被害の拡大が懸念される。</p> <p>【ニホンジカ】 市内全域で生息・出没が確認されており、生息範囲及び活動範囲が拡大しているものと思われる。現時点では被害は僅少であるが、出没頭数は増加傾向にあり、農作物等への被害の拡大が懸念される。</p> <p>【ハクビシン、カワウ】 市内全域で生息・出没が確認されており、現時点では被害は僅少であるが、農作物等への被害の拡大が懸念される。</p> <p>【アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギ】 市内全域で生息・出没が確認されており、水稻の踏み荒らし被害及び養魚の食害が報告されている。現時点では被害は僅少であるが、今後、農林水産物への被害の拡大が懸念される。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
ツキノワグマ	被害金額	12,170 千円	9,736 千円
	被害面積	1,614a	1,291a
イノシシ	被害金額	1,477 千円	1,181 千円
	被害面積	22a	18a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>八幡平市猟友会へ有害鳥獣捕獲を委託し、銃器及びわなによる捕獲や追い払い等を実施。</p> <p>はこわなの購入や ICT 機器を導入し捕獲を実施。</p> <p>被害防止のため、市民に対して注意喚起を実施。</p> <p>市単独事業により狩猟免許新規取得に関わる経費の補助により、鳥獣被害対策実施隊の増員を図った。</p> <p>小型わなを用いてハクビシン等の鳥獣を捕獲する場合には、要件を満たす農家へ貸出。</p> <p>団体で実施する有害鳥獣の駆除活動に補助金を交付し捕獲体制の構築を図った。</p> <p>鳥獣対策をテーマとした地域おこし協力隊を任用。</p>	<p>捕獲用わなの設置に係る人員の確保。</p> <p>鳥獣捕獲に携わる猟友会員の高齢化及び担い手不足。</p> <p>鳥獣等の生息範囲及び活動範囲の拡大に伴い農作物等の被害が増加傾向にある。効果的な防除対策が必要となる。</p> <p>地域ぐるみの捕獲体制の構築。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>市単独事業により電気柵を設置する際、個人や事業所、団体に対して一部助成を実施。</p>	<p>食害等の被害防止をするため、電気柵等による継続的な防護対策を推進していく必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>クマの出没状況を可視化し広く共有するため、ICT 機器の導入。</p> <p>毎年、野生鳥獣の生態と被害防止対策に係るセミナーに参加し、鳥獣被害対策担当者の知識を深めている。</p>	<p>導入した ICT 機器を周知し、出没場情報を収集し、出没状況のデータ精度を高める。</p> <p>地域ぐるみの被害防除対策推進のため、地域おこし協力隊の取組みの更なる普及を図る。</p>

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・従来の捕獲体制に加え、追い払いや防護柵等の自己防衛策に対する住民の意識や知識の向上、捕獲方法の検討により被害防止対策を推進する。 ・獣類については、誘引物の撤去や防護柵等の設置を推進し、農作物被害防止に努める。 ・カラスについては、繁殖期の春を中心に銃器及びわなによる捕獲を実施する。 ・アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギについては、防護ネット等の設置を推進することにより被害防止に努める。 ・鳥獣被害対策協議会及び関係機関との連携により、農作物被害等の把握や鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲活動を行う。
--

・鳥獣対策をテーマとした地域おこし協力隊を活用し、自らが捕獲の担い手となるとともに、地域ぐるみの被害防除体制の確立に向け支援を行う。
 ・導入している ICT 機器を継続的に活用し、捕獲効率の向上及び、出没情報等を集約したデータを分析し、効果的な鳥獣被害対策につなげる。また、状況に応じた新たな ICT 機器導入も検討し、被害防止に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣の捕獲については、猟友会へ有害鳥獣捕獲業務を委託し、迅速な捕獲が実施できるように体制を整備している。また、鳥獣被害対策実施隊を平成 27 年 7 月 1 日付けで設置している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7 年度 ～ 令和 9 年度	ツキノワグマ カラス キジバト ドバト カルガモ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ アオサギ コサギ ダイサギ アマサギ	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況などの情報収集や被害防止方法の検討を行う。また、猟友会との連携を強化し、迅速な捕獲体制を構築するとともに狩猟者の確保と育成に努める。 鳥獣毎に被害状況や捕獲実績を検討し、実績等に応じたわなの導入等、効果的な捕獲に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>県の鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適正な捕獲を実施する。</p> <p>【ツキノワグマ】 農作物被害防止のため必要最小数の捕獲を実施する。</p> <p>【カラス、キジバト、ドバト、カルガモ】 従来の捕獲方法に加えて、新たな捕獲方法についても検討を進めながら捕獲を実施する。なお、カラス、キジバト及びカルガモについては、岩手県第 13 次鳥獣</p>

保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人あたりの捕獲等の数の制限を遵守する。

【イノシシ、ニホンジカ及びハクビシン】
 農作物等被害の増加が予想されることから効果的な捕獲方法を検討するとともに積極的に捕獲を実施する。

【カワウ】
 農作物等被害の増加が予想されることから効果的な捕獲方法を検討する。

【アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギ】
 水稲の踏み荒らしや養魚の食害が発生しており、必要に応じた捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	7年度	8年度	9年度
ツキノワグマ	設定しない		
カラス	700羽	700羽	700羽
キジバト	50羽	50羽	50羽
ドバト	30羽	30羽	30羽
カルガモ	50羽	50羽	50羽
イノシシ	可能な限り捕獲する		
ニホンジカ	可能な限り捕獲する		
ハクビシン	可能な限り捕獲する		
カワウ	10羽	10羽	10羽
アオサギ コサギ ダイサギ アマサギ	20羽	20羽	20羽

※ カラス、キジバト及びカルガモについては、岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画が定める捕獲実施者1人あたりの捕獲等の数の制限を遵守する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣類は、大型獣、中・小型獣とも、原則として、わなにより捕獲する。 ・ 鳥類は、原則として、散弾銃により捕獲する。（カラスのみ、わなと併用） ・ ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカの捕獲については、状況に応じてライフル銃を使用する。 ・ 被害状況や目撃・出没情報に応じて、猟友会の協力により捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果の期待できる方法で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性	
<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵の設置、わな及び散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生しており、ツキノワグマによる被害は例年多く確認されている。イノシシについては、生息範囲の拡大に伴い、農作物等の被害が拡大傾向である。また、ニホンジカについても、生息域が増加傾向にあり、農作物の被害拡大が懸念される。 ・散弾銃の有害捕獲では、遠距離での捕獲がむずかしく、射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能となり、精度も上がるため捕獲率が向上する。 	
○取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲時期及び捕獲場所：有害鳥獣捕獲許可による ・イノシシ及びニホンジカの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲時期：4月～3月 捕獲場所：市内一円 	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
八幡平市全域	アオサギ、コサギ、ダイサギ、アマサギ

※コサギ、アマサギは、岩手県レッドリストの掲載種であることから、可能な限り捕獲は最小限となるよう努める。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン	電気柵 10基 (1基当り 500m)	電気柵 10基 (1基当り 500m)	電気柵 10基 (1基当り 500m)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ツキノワグマ カラス キジバト ドバト	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が多発する地域においては、電気柵等の設置、電気柵の設置者に対しては、定期的な見回りや刈払いの実施を指導し、維持管理を推進する。 ・被害防止のため、行政や農協、地元自治会などの関係団体によ 		

カルガモ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ アオサギ コサギ ダイサギ アマサギ	る協力と連携により、地域ぐるみで被害防止意識の高揚を図る。 ・被害防止に関連する知識や技術向上と、被害防止対策の普及啓発に努める。
--	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

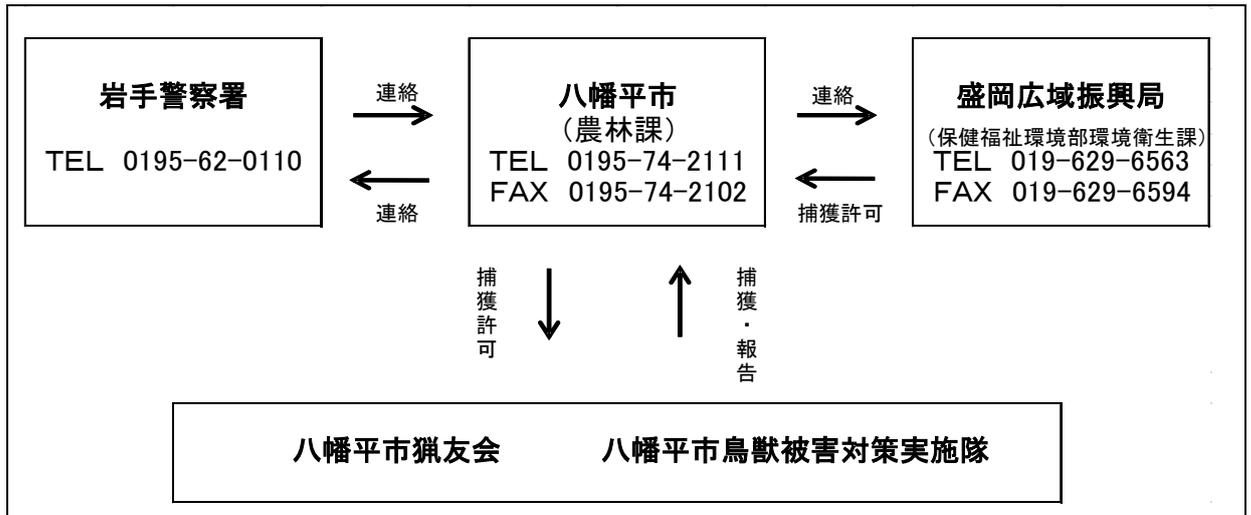
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	ツキノワグマ カラス キジバト ドバト カルガモ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カワウ アオサギ コサギ ダイサギ アマサギ	市広報等による電気柵等被害防除用機材の普及や誘引物の適正処理及び周辺環境整備など被害防止対策の普及啓発等の効果的な被害防止に取り組む。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八幡平市	有害鳥獣捕獲等の許可、有害情報収集、連絡調整
八幡平市猟友会	有害鳥獣捕獲活動の実施、意見提言
八幡平市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲活動の実施
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	農業鳥獣被害対策における指導、助言
盛岡広域振興局林務部	林業鳥獣被害対策における指導、助言
岩手警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理方法については、自家消費、処理施設で焼却し、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような方法で埋設により適切に処理するほか、野生鳥獣保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを利用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射性物質による出荷制限があり、食品として利用していない。出荷制限指示の動向を見ながら、先進地の事例などを参考に今後研究する。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八幡平市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
岩手北部森林管理署	林業被害、鳥獣生息状況等の提言
新岩手農業協同組合	農業被害状況等の提言
盛岡広域森林組合	林業被害、鳥獣生息状況等の提言
浄安森林組合	林業被害、鳥獣生息状況等の提言
八幡平市猟友会	農林業被害、鳥獣生息状況等の提言、有害鳥獣捕獲
鳥獣保護巡視員	鳥獣被害対策活動の監視、指導、助言
八幡平市	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
盛岡広域振興局保健福祉環境部	有害鳥獣捕獲等の許可、指導、助言
盛岡広域振興局農政部	農業鳥獣被害対策活動の指導、助言
盛岡広域振興局林務部	林業鳥獣被害対策における指導、助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日	平成27年7月1日
職務	有害鳥獣の捕獲、駆除及び処分 捕獲技術の向上及び担い手の育成 人的被害の防止を目的とした緊急出動 有害鳥獣による被害の状況調査及び生息調査 その他有害鳥獣による被害防止対策
隊員数	60名以内（八幡平市猟友会が推薦するもの）
任期	2年（再任の妨げなし）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、新たな有害鳥獣の出現などが見られる場合には、協議会の構成機関及び鳥獣被害対策実施隊の役割や構成、規模などについて適宜見直し、効果的な体制づくりを図る。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

計画が現況に適さないと判断されるときは、関係機関と協議しながら計画の見直しを行い、効果的な被害防止に努める。
--